

令和元年度 第1回  
三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会 事項書

日時：令和2年3月3日（火）  
19時30分～21時00分  
場所：吉田山会館2階 206会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制について

(2) その他

令和元年度第1回三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会 出席者

委員

|    | 氏名     | 所属                    | 役職     | 備考                      |
|----|--------|-----------------------|--------|-------------------------|
| 1  | 馬岡 晋   | 公益社団法人三重県医師会          | 副会長    |                         |
| 2  | 中村 康一  | 公益社団法人三重県医師会          | 常任理事   |                         |
| 3  | 新保 秀人  | 一般社団法人三重県病院協会         | 理事     |                         |
| 4  | 菅 秀    | 独立行政法人<br>国立病院機構三重病院  | 副院長    |                         |
| 5  | 谷口 清州  | 独立行政法人<br>国立病院機構三重病院  | 臨床研究部長 |                         |
| 6  | 東川 正宗  | 伊勢赤十字病院               | 副院長    |                         |
| 7  | 伊佐地 秀司 | 国立大学法人三重大学<br>医学部附属病院 | 病院長    | 代理出席：兼児敏浩<br>感染制御部部長・教授 |
| 8  | 亀井 利克  | 三重県市長会・三重県町村会         | 市長     |                         |
| 9  | 増田 直樹  | 一般社団法人三重県薬剤師会         | 専務理事   |                         |
| 10 | 西宮 勝子  | 公益社団法人三重県看護協会         | 会長     |                         |
| 11 | 坂倉 啓史  | 三重県消防長会               | 会長     |                         |
| 12 | 林 宣男   | 三重県保健所長会              | 会長     |                         |
| 13 | 河合 信哉  | 四日市市保健所               | 所長     |                         |
| 14 | 赤地 重宏  | 三重県保健環境研究所            | 室長     |                         |

事務局

|   | 氏名    | 所属                         | 役職      | 備考 |
|---|-------|----------------------------|---------|----|
| 1 | 田辺 正樹 | 医療保健部<br>新型コロナウイルス感染症対策チーム | 医療政策総括監 |    |
| 2 | 三木 恵弘 |                            | 次長      |    |
| 3 | 下尾 貴宏 |                            | 課長      |    |
| 4 | 金谷 康子 |                            | 班長      |    |
| 5 | 太田 茂治 |                            | 主幹      |    |
| 6 | 原 康之  |                            | 主査研究員   |    |

# 三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

## (目的)

第1条 三重県における新型コロナウイルス感染症対策推進のため「三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 サーベイランス、感染拡大防止策
- 二 医療提供体制(外来診療体制)
- 三 医療提供体制(入院医療提供体制)
- 四 その他県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な事項

## (組織)

第3条 対策会議は、次に掲げる団体の代表者等をもって構成する。

- 一 三重県医師会
- 二 三重県病院協会
- 三 感染症指定医療機関
- 四 三重大学医学部附属病院
- 五 三重県市長会・三重県町村会
- 六 三重県薬剤師会
- 七 三重県看護協会
- 八 三重県消防長会
- 九 三重県保健所長会
- 十 四日市市保健所
- 十一 三重県保健環境研究所
- 十二 学識経験者

2 対策会議に座長を置き、三重県医師会の代表者があたる。

3 座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認める場合は、構成員以外の関係者を会議に出席させることができる。

## (会議)

第4条 対策会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

2 対策会議は、委員の半数以上が出席(第3項に規定する代理出席者を含む。)しなければ会議を開くことができない。

3 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ座長の承認を得て、当該委員の指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

## (報告)

第5条 会議、活動等の経過、結果等を、公衆衛生審議会健康危機管理部会に報告するものとする。

## (庶務)

第6条 対策会議の庶務は、医療保健部薬務感染症対策課が行う。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

## 附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。